

憲法部会シンポジウム

事務局

去る2006年11月18日(土)、東京、青山の環境パートナーシップオフィスにて、「憲法に環境原則を導入すると、何がどう変わるのか？」をテーマに、憲法シンポジウムを開催した。「憲法に環境条項を入れよう！国会議員と市民の会」の活動の一環として、自民党議員の愛知和男氏、立教大学法務研究科教授の淡路剛久氏、山梨県立大学国際政策学部教授の小沢典夫氏をゲストにお招きし、話題提供のあと、憲法への環境原則導入の意義について、意見交換を行った。

【愛知和男氏】

憲法改正を行うためには、手続き法である国民投票法案の議論が必要である。憲法問題を政治課題として挙げることがタブーであった時代が長いこと続いていたが、時代の要請とともに憲法問題について徐々に話がされるようになった。その結果として、昨年憲法特別委員会が設置された。各党の動きとしては、共産党と社会党は国民投票法案を審議しないということで護憲の姿勢を示している。民主党は小沢代表に代わってから、自民党との共同提案を渋っている形だ。このように各党での動きに差はあるものの草案の内容については大差ないと言える。今国会での成立を目指し、現在は活動を行っている。

【淡路剛久氏】

環境権については、これまで公害国際会議や大阪弁護士会環境権研究会を通じて世論に訴えてきた。1972年のストックホルム会議では環境権が確立したが、日本での差止請求は却下し続けられている。また、環境基本法第3条に環境権を思わせるものがあるが、これは司法上認められているものではない。現行憲法に足りないものがあるという気持ちは持っているが、憲法改正を強制的にあてがわれるという気持ちはない。それよりも、9条問題の流れにつながり、悪い方向に行ってしまうのではないと危惧している。従来の憲法のあり方というのは、自由権、社会権という2種類の人権が定説とされてきた。そのため、これらで補えるという考えが日本にはある。しかし、フランスの環

境法典には、原因優先や予防原則など環境権が規定させている。1998年にシラク大統領が世界人権宣言50周年に際して、環境権に言及した。その後の演説においても「憲法を背景とした環境憲章をフランス国民に提案することを願っている」と宣言し、この目的を政府政策の最優先課題の一つとすることを述べた。環境憲章制定への動きとなったコッパン委員会は有名である。その動きを受け、昨年フランスでは実定法上での動きが始まっている。2050年までに二酸化炭素排出量を基準年（1990年）の75%カットを目標におく画期的な新エネルギー法が成立した。環境のように変化するテーマを扱う際は、議論もどんどん深化していかなければならない。

【小沢典夫氏】

環境原則に関しては、どういう条項を入れたいかによって結果は違ってくるといふ考えが根本にある。国民、社会が環境権の規定を望んでいるということが分かるような条文を導入した方が良いでしょう。権利と同時に責務をしっかりと規定することが重要である。生命、身体に危険を及ぼす可能性があるものについての法律は成立しやすい。環境に関するものは長期的な視野で対処していくべきことなので、その点においては難がある。しかし、このような事態を見過ごすわけにはいかない。政治的意見、世論で訴えていかなければならない。

【質疑応答】

Q：フランスは、先進的な取組みが進んでいる。日本との違いはどこにあると思われるか。

A：革命を起こした国であるからというのが直感的なものである。加えて、大統領制であることや政治と経済を一緒に考えるEUの政策方法の違いにあるように思う。パブリックディベートの設置があり、国民が意見を言いやすい場が設けられている。環境憲章第7条の条文に「他の国民」という文言があることに、地球環境問題を国際的課題として捉えている姿勢がよく伺える。

Q：このような「憲法に環境原則を導入しよう！」という活動を広めていく際に工夫すべき点は？

A：憲法という言葉は国民が敏感になってしまう場合もある。憲法を改正すること自体が重要なのではない。「持続可能な社会の構築」が目的であると意識した活動をしてほしい。

Q：環境規定を導入することにより、市民生活や行政機能にどのような変化が生じるとお考えか。

A：議論を整理する上では、有効な手段だと思うが、横断的に対応すべき環境問題への縦割り行政の弊害は問題であろう。裁判所への訴訟に馴染みやすい規定にしなければならない。そのためには、政治勢力が必要になってくる。大きく変えることよりも、フランスのように少しずつでも「変える」ことを続けていく重要性に気づかなければならない。

Q：国民から見ていると、憲法学者は環境権導入に消極的だと感じてしまうのだが…。

A：憲法学会では大きく分けて二通りの反応がある。一つ目（環境権はすでに憲法で保障されていると解する立場）は、憲法を改正して環境権を明記し、その法的基盤を確固たるものにすべきだと主張する立場と、憲法を改正しなくても何も困らないのにあえて改正の気運に乗って他の重要な規定を改悪される羽目に陥っては元も子もないと警戒する立場に分かれる。一方、二つ目（環境権は憲法で保障されていないと解する立場）は、環境権を導入したところで、いずれにしても他の権利

とは調和しないので、そのような異質な権利を盛り込むべきではないとする立場と、異質性を認めつつも新しい憲法上の権利として環境権を導入すべきであるとする立場に分かれている。¹いずれの立場においても、意見が分裂しているというのが現状のようだ。憲法学者は「環境」は公益だと考える。公益に位置づけられるものは行政が扱う範囲だと認識する。行政で扱われるとなると、自由権侵害の問題が生じる可能性が高い。そのため、積極的になれないのだろうと予測出来る。しかし、社会の実態を考慮し、将来世代をも含めた新しい人権を議論する時期に来ている。内閣府直轄の学術会議において、地球温暖化をテーマとして取り上げる動きもある。

Q：持続可能な社会を構築する上で、日本が今、優先的にしなければならないことは何か。

A：フランスの環境権に関する明文規定の存在もさることながら、国家的合意に達しているということにインパクトを感じた。日本では環境家計簿などの協力を一般家庭に依頼しても快くは受け入れてもらえないのが現状。日本人の大部分が「環境」を自分の財産として考えられた時、日本が大きく変化すると思う。国民に訴える戦略としては、科学者やマスメディアを通じて、環境影響をかなり明確に発信していくことが挙げられる。断定的な情報を発信しなければ、不作為の責任を問われても致し方ないのだと、もう少し危機感を覚えてほしい。



¹ 環境法政策学会シンポジウム「憲法における環境規定のあり方」憲法研究者の立場から…松本和彦（大阪大学）より抜粋